

令和4年度おかやま元気な森づくり推進事業の定額単価等について (2-四半期)

1 除伐・間伐

機能強化型(標準単価)

(単位:円/ha)

区 分		請負施行	請負施行以外	消費税抜き
除伐(機能強化型)		166,000	151,000	151,000
間伐(機能強化型)	3~7齢級 選木あり	187,000	170,000	170,000
	3~7齢級 選木なし	125,000	114,000	114,000
	8~12齢級 選木あり	155,000	142,000	141,000
	8~12齢級 選木なし	113,000	103,000	103,000

(参考)定額単価計算例

$$\text{定額単価(円/ha)} = \text{標準単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times \text{査定係数} \times \text{補助率(円未満切捨)}$$

$$\cdot 170,000\text{円/ha}(3\sim 7\text{齢級 選木あり}\cdot\text{請負施行以外}) \times 1.37 \times 1.7 \times 4/10 = 158,372\text{円/ha(円未満切捨)}$$

2 森づくり作業道整備

区 分	補助基本額
作業道開設	2,000円/m
作業道の補修	別途、積上げ積算とする
作業道の点検	200円/m

3 搬出促進事業

(単位:円/ha)

区 分	補助基本額
スギ材の搬出促進	180,000

4 多様な森づくりの推進(標準単価)

(単位:円/ha)

区 分		請負施行	請負施行以外	消費税抜き
植栽		岡山県造林事業標準単価表による		
下刈り	単層林(全刈)	191,000	174,000	173,000
	単層林(全刈:年2回目)	164,000	149,000	149,000
	複層林(全刈)	162,000	147,000	147,000
	複層林(全刈:年2回目)	139,000	127,000	127,000
雪起こし	600本以上900本未満	35,000	32,000	32,000
	900~1,200本未満	53,000	49,000	48,000
	1,200~1,500本未満	70,000	65,000	64,000
	1,500~1,800本未満	88,000	81,000	80,000
	1,800~2,100本未満	106,000	98,000	96,000
	2,100~2,400本未満	123,000	114,000	112,000
	2,400~2,700本未満	141,000	131,000	128,000
	2,700~3,000本未満	159,000	147,000	144,000
3,000本以上	176,000	163,000	160,000	
枝打ち	枝下高2m以上、枝打ち幅1m以上	181,000	165,000	165,000
	枝下高3m以上、枝打ち幅1m以上	216,000	196,000	196,000
獣害対策(設置:シ防護ネット)円/m		2,230	2,170	2,030

※1 獣害対策において、シカ防護ネット以外のものについては、別途、単価協議

(参考)定額単価計算例

$$\text{定額単価(円/ha)} = \text{標準単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times \text{査定係数} \times \text{補助率(円未満切捨)}$$

$$\cdot 174,000\text{円/ha(下刈り[単層林]、請負施行以外)} \times 1.37 \times 1.7 \times 4/10 = 162,098\text{円/ha(円未満切捨)}$$

5 多様な森づくりの推進

(単位:円/ha)

区 分	定額単価
針広混交林等誘導伐	214,000

6 多様な森づくりの推進

(単位:円/m)

区 分		補助基本額
獣害対策 (点検)	人力のみ(4回)	220
	人力3回、ドローン1回	200
	人力2回、ドローン2回	180
	人力1回、ドローン3回	160
	ドローンのみ(4回)	140
獣害対策(改修)		2,000

7 査定係数

区 分	査定係数
間伐・除伐(機能強化型)、植栽・下刈り・雪起こし・枝打ち	170

※単価協議の場合にも適用する

8 間接費率(現場監督費及び社会保険料等)

区 分	内 容	間接費率 (%)
間接費率	現場監督費 次のいずれかに該当する場合 ・林業事業体(森林組合も含む)が雇用労務により実施した受託事業又は請負施行、自己所有林を雇用労務により施行した場合 ・雇用労務がいない林業事業体(一人親方等)又は、法人格のない林業共同体の請負施行の場合は、指示書又は監督日誌があるもの	20
	社会保険料等 ・施業を実施した林業事業体の社会保険料等(労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度)の証明書に応じて率を算出	0~17

(留意事項)

- ・実際に現場作業に従事した事業体で判断する。
- ・間接費率の適用については、「間接費率の適用に係る証明書」(おかやま元気な森づくり推進事業実施要領別紙様式7号)の加算率によるものとする。
- ・受託事業又は請負施行は、必ず書面による契約があるものに限る。
- ・雇用労務とは、雇用契約書を交わし雇用されている者をいう。
- ・一人親方等とは、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする人をいう。
- ・林業共同体は、一人親方の集まりで共同で仕事を受注している任意団体をいう。

9 その他

請負施行、請負施行以外、消費税抜きについては、岡山県造林事業標準単価表の「造林事業標準単価の適用について」に準ずるほか、下刈り、雪起こし、枝打ち、獣害対策(設置)については、同単価表の「留意事項」に準ずるものとする。